

「台風・大雨などにおける対応」

1 朝（登校前）の対応（臨時休業等）

午前6時時点で警報が出ている場合

- ・「大雨，洪水，暴風」の警報
(尾三地域・県南部地域・広島県全域への発令の場合)
- ※ 注意報では休業しません。また，高潮警報は該当しません。

臨時休業

1 日家庭で静かに過ごさせてください。外出しない。

始業前，午前6時以降に警報が発令された場合も臨時休業となります。すでに学校に来ている児童については，迎えに来ていただき，ご家庭にお返しします。

2 学校での活動中の対応

登校（始業）後，学校で活動中に，

- ・警報の発令あるいは発令が予測される場合
- ・警報発令はないが，局地的な豪雨等となった場合（川の氾濫等の状況）

状況により判断

- ・学校での待機
- ・迎えの要請→保護者引き渡し
- ・職員等の引率による集団下校
- ・児童による集団下校等，状況により判断，連絡します。

3 連絡体制

- ・臨時休業等の緊急連絡は，メール送信でお伝えします。

4 注意事項

- ・増水しているので，登下校時等に川や池，水路等には絶対近づかない。（家庭でも指導を）
- ・自宅にいる場合は，外に出ないように過ごさせてください。

◆ 上記対応は原則です。（地域の状況等により異なる対応が必要となる場合もあり得ます。）
必ず学校からの連絡に基づいて行動してください。

※ 注意報の段階では，臨時休業とはなりません。また，市立中学校とは臨時休業への対応が異なりますのでご注意ください。

※ 迎えによる児童の引き渡しについては，家庭連絡票に「引取者」としてお名前をご記入いただいている方にお渡しすることとしております。万一来不及，ご家庭であらかじめ，連絡態勢の確認や引取に関する申し合わせをお願いいたします。

※ 重要な連絡はメール送信でお知らせします。警報が予想される場合は，お手元に携帯電話等を準備しておいてください。